

あいち性と妊娠相談ほっとライン（アウトリーチ）相談支援業務仕様書

1 業務目的

予期せぬ妊娠や若年、未婚、経済的問題などを抱えた妊婦に対し、アウトリーチ型の相談支援を実施し、産科医療機関等への受診や市町村へ繋ぐことで、健やかな妊娠、出産を支援することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務実施時間

支援対象者の都合を勘案し、個別に調整を行うこと。

4 実施場所

愛知県内全域とする。ただし、支援対象者のプライバシーの保護及び利便性を考慮すること。

5 支援対象者

原則、愛知県内に居住する予期せぬ妊娠や若年、未婚、経済的問題などを抱えた妊婦等で、愛知県が実施する電話相談又はSNS相談においてアウトリーチ相談支援の必要性を認め、かつ支援に同意があった者

6 委託業務内容

- (1) 愛知県から支援依頼があった場合、調整者は支援対象者等に連絡（電話又はメール）し、事前調整を行い、産科医療機関等への同行支援を実施すること。
- (2) 明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で産科医療機関等において妊娠の判定を行う。なお、市販の妊娠検査薬は受注者が用意したもので行うこと。
- (3) 産科医療機関において妊娠の判定を行う際、窓口費用について支援対象者の支払いが困難である場合、別途実施している初回産科受診料費用助成制度について、支援対象者及び産科医療機関等に対し説明すること。
- (4) アウトリーチ相談支援を実施する際、支援対象者の心身の状況等により、支援実施者1名で対応することが困難な場合は、2名で同行支援を実施することを可能とする。
- (5) アウトリーチ相談支援業務は、次の件数（総数）を見込んでおり、見込件数を超える場合、愛知県と協議し、対応方法を検討すること。ただし、支援実施者2名での同行支援を実施した場合、2件分とみなす。
 - ア 産科医療機関等で妊娠判定を行う業務：8件
 - イ 産科医療機関等で妊娠判定を行う場合を除いた業務：32件
- (6) 同行支援の実施にあたり、支援担当者及び調整者は必要に応じて事前に具体的な支援方針について協議すること。支援対象者1名に対し、ケース検討は2回までとし、2回目のケース検討は支援担当者及び調整者の3名で行うものとする。
- (7) 初回の同行支援後に引き続き情報提供または助言等を行う必要があると思われる場合は、継続的に状況を把握し、その支援方法を愛知県に提案すること。

- (8) 苦情等の対応については、受注者が誠実かつ適切に処理すること。
- (9) 支援実施者の相談技術や最新の専門的知識等の習得のため、研修会等を年1回以上行うこと。

7 支援実施者

- (1) 支援実施者の配置は、調整者1名を含め、12名までとすること。
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師又は第3条に規定する助産師の資格を有すること。
- (3) 次に掲げる内容を含む業務上必要な知識・情報等を有していること。
 - ア 予期せぬ妊娠や出産、妊娠中の心身の状態等に関すること。
 - イ 国、県、市町村及び関係機関が提供する支援、サービス、相談窓口等の基本情報に関すること。
 - ウ その他、若年妊婦等に対する相談支援を実施するにあたり必要な知識に関すること。

8 業務運営

本業務の実施にあたり、県、市町村、関係機関等と十分な連携を図り、その協力を得て円滑な実施に努めること。

9 相談支援内容の記録・整理・報告

- (1) 支援対象者ごとに、相談内容、支援対応等の概要の記録すること。
- (2) 支援件数、支援対応等の事項をまとめ、事業完了後、実施報告書を愛知県へ提出すること。
- (3) アウトリーチ支援について、支援先機関への同行支援が実施された場合、対象者、支援先機関、支援内容等を様式第5号により実施後10日以内に愛知県へ報告すること。

10 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、支援対象者のプライバシー保護に十分配慮すること。
- (2) 故意又は過失により、愛知県又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 本業務の遂行にあたり、必要に応じて各種賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、県と受注者で協議の上、定める。